

令和5年大和市農業委員会第12回総会議事録

令和5年12月22日（金）午前10時開会

大和市役所5階 全員協議会室

1. 本日の出席委員

1番 古木利明委員	9番 眞壁浩二委員
2番 柏木明委員	10番 遠藤一直委員
3番 渡邊カク委員	11番 田邊義之委員
4番 青木裕一委員	12番 木村賢一委員
5番 小川道子委員	13番 上野岩雄委員
6番 長谷川慶太郎委員	15番 岩崎敏博委員
7番 池田俊一郎委員	16番 荒井隆幸委員
8番 山口喜充委員	

2. 本日の欠席委員

14番 保田嘉一委員

3. 農業委員会事務局職員出席者

事務局長	村瀬 知一
次長	佐藤 祐介
主査	富田 規裕
主査	中川 雅美

4. 本日の議事日程

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	諸報告
日程第 3	報告第49号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第 4	報告第50号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

- 日程第 5 報告第 5 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による所有権移転の届出について
- 日程第 6 報告第 5 2 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について
- 日程第 7 報告第 5 3 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 日程第 8 議案第 2 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による所有権移転許可申請について
- 日程第 9 議案第 2 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による使用貸借権設定許可申請について
- 日程第 10 議案第 2 7 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について
- 日程第 11 議案第 2 8 号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 1 項の規定による事業計画について

5. 本日の会議に付した事件

議事録署名委員の指名

諸報告

- 報告第 4 9 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
- 報告第 5 0 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
- 報告第 5 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による所有権移転の届出について
- 報告第 5 2 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について
- 報告第 5 3 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 議案第 2 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による所有権移転許可申請について
- 議案第 2 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による使用貸借権設定許可申請について
- 議案第 2 7 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について
- 議案第 2 8 号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 1 項の規定による事業計画について

午前 10 時 00 分 開会

○議長 ただいまの出席委員は 15 名で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより令和 5 年 12 月大和市農業委員会第 12 回総会を開会いたします。

議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

○議長 日程第 1、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、慣例に従いまして議長において、3 番、渡邊カク委員、4 番、青木裕一委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

○議長 日程第 2、諸報告を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 総会資料 1 ページをごらんください。

11 月 17 日、令和 5 年度大和市産業人表彰式が開催され、柏木会長が出席されました。

11 月 21 日、柏木会長、眞壁職務代理、遊休農地対策部会から上野部会長及び木村副部会長から市長へ、「令和 6 年度大和市農業施策に関する意見について」を提出いたしました。

11 月 28 日、令和 5 年度大和市農業委員視察研修を実施いたしました。

11 月 30 日、令和 5 年度全国農業委員会会長代表者集会が都内で開催され、柏木会長が出席されました。

12 月 13 日、令和 5 年度関東ブロック女性農業委員等研修会及びかながわ農業委員会女性協議会現地交流会が群馬県で開催され、渡邊委員、小川委員が参加されました。

続いて県許可等の状況でございます。

令和 5 年第 10 回総会議案第 23 号の下和田における所有権移転の許可申請につきましては、令和 5 年 11 月 17 日付で県知事許可となっております。

また、同総会議案第 22 号、上草柳における駐車場と共同住宅につきましては、令和 5 年 11 月 17 日付及び 21 日付で、それぞれ県知事許可となっております。

諸報告につきましては以上でございます。

○議長 事務局の説明が終わりました。本件について、ご意見等何かございますか。
(発言者なし)

○議長 それでは、私から報告いたします。

1 1月17日、大和市産業人表彰式に出席しました。農業関係では、優良農業者として安藤一郎さん、優良農業青年に小川穰さん、優良農業女性として保田奈穂美さんが、また、団体賞としては、1位が久田支部、2位が上和田支部、3位が山上支部でございました。私からは、神奈川県農業会議会長賞を石井重隆さんに代理授与させていただきました。

1 1月21日、市長に「令和6年度大和市農業施策に関する意見について」提出いたしました。農業の担い手の育成や確保、農業が経営として成り立つよう施策を要望し、大和の特産物等について出席者全員で意見交換することができました。

1 1月28日、神奈川県農業技術センター三浦半島地区事務所の視察研修は、大変参考になり、有意義な研修ができたと思います。ありがとうございました。

1 1月30日、令和5年度全国農業委員会会長代表者集会在東京文京シビックホールで行われ、出席いたしました。当日は約1,000人の参加があり、農林水産大臣、衆参両院農林水産委員長等の来賓あいさつ後、要請決議、申し合わせ決議、活動事例報告がありました。

なお、地元選出の国会議員への要請活動につきましては、私事都合により、私は欠席いたしました。

以上でございます。

お願いします。

○小川委員 1 2月13日、関東ブロックの女性部の研修会に私と渡邊さんと2人で参加させていただきました。全部の人数で334名の出席がありまして、とても有意義な研修会でした。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ほかにはございますか。

(発言者なし)

- 議長 本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。
- 議長 日程第3、報告第49号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題に供します。
- 事務局、説明をお願いします。
- 事務局 それでは、報告第49号についてご説明いたします。
- 議案書1ページの2件がありました。相続により所有権を得たものです。事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。
- なお、受付番号1番については、報告事項第52号受付番号1番と関連しています。受付番号2番については、議案第27号、受付番号1番と関連しています。
- 説明は以上です。
- 議長 事務局の説明が終わりました。
- これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。
- 池田委員。
- 池田委員 1番、2番、同じ方なのですけれども、2番の場合は今説明がありました。8ページのほうで調整区域ということで利用権設定を予定されているようですが、1番のほうが生産緑地で、いわゆる4ページで主たる従事者証明ということで申請が出ていますけれども、この後、この場合は相続人自体が八王子市ということで、恐らく人に貸すか、あるいはその後どうするかということになると思いますが、具体的にこの1番について、主たる従事者証明を4ページで申請されていて、その後の予定など教えていただきたいと思えます。
- 議長 事務局。
- 事務局 こちらは、基本的に売却の予定と伺っているのですけれども、全てを一括して売却するのか分筆して売却するのかというのは、まだ検討中ということです。
- 以上です。
- 議長 池田委員。
- 池田委員 恐らく売却の方向かと思っていたのですけれども、離れた場所で生産緑地というのも、おまけに相続ということですね。そういうことで、これは何とも言いようがないのだけれども、年々こういう形で、毎月、生産緑地中心に市内の

農地が減っていつてしまっているということで、委員としては非常に残念だなど。それ以上言いようがないのですけれども。確認なりでさせていただきます。

○議長　ほかにご質問等あればお願いします。

(発言者なし)

○議長　それでは、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長　日程第4、報告第50号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、日程第5、報告第51号、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出についてを一括議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局　それでは、ご説明します。

報告第50号については議案書2ページの6件が、報告第51号については議案書3ページの7件がございました。案内図は総会資料の3から6ページでございます。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。

以上です。

○議長　事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

長谷川委員。

○長谷川委員　総会資料の5ページ、5条の届出の2番と3番ですけれども、ちょうど挟まれるように道路があると思うのですが、こちらはもう農地ではないという認識でよろしいのでしょうか。

○議長　事務局。

○事務局　こちらは過去に転用の届出が出ていまして、2番と3番の西側一帯を開発するというので、入口部分として転用済みです。

○議長　ほかにございますでしょうか。木村委員。

○木村委員　50号の2番ですけれども、こちらは、一般住宅の2階建て1棟というのは、これは新築、建て替えか何か。たしかこの左側が、現在自宅があったと思

うのですけれども、建て替えなのか。

○議長 事務局。

○事務局 こちらは既存で申請されていらっしやいます。もう既に2階建ての住宅があります。建て替えではないそうです。

○木村委員 単なる地目変更で出ているということですね。

○事務局 そうです。

○議長 木村委員。

○木村委員 わかりました。

同じように3番、これも共同住宅自体はあるけれども、地目変更を出したということなのか。

○議長 事務局。

○事務局 こちらのほうが今更地になっていて、工事が始まったばかりですけれども、こちらは新規でアパートを建てるという計画です。

○木村委員 わかりました。

○議長 ほかにございますでしょうか。長谷川委員。

○長谷川委員 今度は4条の4、5、6ですけれども、総会資料ですと3ページの4、5、6になるのですが、これは恐らく6番がメインの話だと思うのですが、4番と5番に関しては、5番は6番にくっついて、4番はまとめて出したほうが楽かなということなのではないでしょうか。今までほったらかしになっていたというだけなのではないでしょうか。そのあたりの認識を教えてください。

○議長 事務局。

○事務局 所有者が一緒にいらっしやるということから推測なのですからけれども、おっしゃったとおり、受付番号6番を5番と一緒に含めて計画している中で、一連のこちらの周辺の土地の地目が畑であるということが発覚したので、地目変更をしたいということでの届出になります。

○長谷川委員 ありがとうございます。

○議長 ほかにございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第6、報告第52号、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第52号についてご説明いたします。

受付番号1は議案書4ページ、案内図は総会資料の7ページになります。生産緑地を所有していた被相続人が令和5年3月18日に死亡したことにより、相続人である子夫婦が、生産緑地法第10条に定める生産緑地の買取り申出を行うために、被相続人の主たる従事者証明を願いだしたものです。本件の被相続人は、亡くなる1カ月ほど前に体調を崩して入院するまで農業に従事していたことから、主たる従事者であると判断できます。現地は肥培管理がなされています。ついては、申出人と青木委員とで、令和5年11月15日に現地を確認の上、主たる従事者であることを確認し、証明したものです。

受付番号2は、議案書は4ページ、案内図は総会資料の8ページになります。生産緑地を所有していた被相続人が令和5年6月3日に死亡したことにより、相続人である妻が、生産緑地法第10条に定める生産緑地の買取り申出を行うために、被相続人の主たる従事者証明を願いだしたものです。本件の被相続人は、令和5年3月に倒れて入院するまで農業に従事しており、その後の管理運営を相続人に指示し、実質の農業経営主であったことから、主たる従事者であると判断できます。現地は肥培管理がなされています。ついては、申出人と長谷川委員とで、令和5年11月29日に現地を確認の上、主たる従事者であることを確認し、証明したものです。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員、説明をお願いします。
受付番号1番を青木委員、お願いします。

○青木委員 事務局の説明のとおり、11月15日に私と事務局で現地を確認しました。現地は管理されていました。また、申出人の父が農業従事者であったことは確認しており、やむを得ないと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付番号2番を長谷川委員、お願いいたします。

○長谷川委員 事務局の説明のとおり、11月29日に私と事務局で現地を確認しました。現地は管理されていました。また、申出人の夫が農業従事者であったことは確認しており、やむを得ないと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第7、報告第53号、相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第53号についてご説明いたします。議案書の5ページをごらんください。総会資料は9ページです。

相続人は被相続人の存命中から農業経営をしていました。相続後も農業経営を継続していく意向です。現地は柿、ミカン等果樹を中心に栽培しており、夏場は露地野菜も栽培しているとのこと。一部使用していない部分がありましたが、全面耕作が必要な旨伝え、春に向けて肥培管理していく旨、意思確認いたしました。ついでに、11月21日に遠藤委員と相続人立ち会いのもと、現地確認の上、納税猶予を受けるに適格者であることを確認し証明したものです。

以上、ご報告いたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております委員の説明をお願いいたします。

遠藤委員、お願いいたします。

○遠藤委員 11月21日に私と事務局で現地に行き、相続人と立ち会って現地を確認

しました。事務局の説明どおり、納税猶予に関してよく意思確認を行いました。
今回の件は問題ないと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第8、議案第25号、農地法第5条第1項の規定による所有権移転許可申請についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第25号についてご説明いたします。議案書は6ページ、資料は10、11ページをごらんください。

申請地及び申請者は議案書記載のとおりです。申請地の位置図は総会資料10ページの斜線で示しております。また、登記地目は畑で、現況も畑です。転用目的は露天駐車場です。譲受人は上草柳を拠点とする工務店です。この法人は、現在隣地を資材置場として活用していますが、車両が増えて通路や来客用駐車場に車をとめている現状で、必要となる10台を駐車する計画です。農地の区分は、市街化区域に近接し農地の広がり10ha未満になることから第2種農地と判断いたしました。被害防除につきましては、コンクリートブロック3段とメッシュフェンスを設置する計画で問題ないと考えます。令和5年12月13日に代理人、山口委員と事務局で現地にて確認を行っています。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員、説明をお願いします。
山口委員、お願いします。

○山口委員 12月13日に私と事務局と一緒に現地に行ってきました。今回の代理人とお会いし現地を確認いたしました。内容は事務局の説明どおりです。現地の境界、

周辺への被害防除等を確認することができました。今回の転用はやむを得ないと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について、質疑、意見はございますか。

田邊委員。

○田邊委員 今回の議案の転用目的は、あくまでも駐車場としての活用でよろしいのですね。資材置場ではなく、駐車場なのですね。

○議長 事務局。

○事務局 転用目的は駐車場です。

○議長 ほかにはございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。

これより、採決してまいります。

議案第25号、農地法第5条第1項の規定による所有権移転許可申請についてを採決いたします。

議案第25号について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第25号は、許可相当とすることに決定いたしました。

○議長 日程第9、議案第26号、農地法第5条第1項の規定による使用貸借権設定許可申請についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第26号、農地法第5条第1項の規定による使用貸借権設定許可申請についてをご説明いたします。

この申請は本年度7月総会にて許可相当と議決したのですが、農地転用許可と同時許可が必要である開発許可の申請において、書類不備で提出できなかったことから、8月8日に一度申請を取り下げ、12月4日に再度の申請となっ

たものです。

議案書 7 ページ、資料は 1 2 から 1 3 ページになります。

申請地及び申請者は、議案書記載のとおりです。登記地目は畑で、現況も畑です。申請地の位置図は、総会資料 1 3 ページの斜線で示しております。貸人は父、借人は三男の関係で、農家分家住宅として転用するものです。借人は、子の成長により手狭となった賃貸住居から転居する必要がある、子が通う小学校に至近で実家に近く、複数の親戚が住む集落に住宅建築を希望しています。そのために貸人が集落に接する自己所有農地の一角を勧めるに至りました。借人は土地を所有しておらず、貸人は当該農地以外に適地を所有していません。第 1 種農地ですが、第 1 種農地の例外的に許可をすることができる要件の住宅や「日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するもので、今回の案件は集落に接続し立地していることから、立地については妥当です。また、面積は分家住宅に相応であり、規模としても妥当であると考えます。

都市計画法の開発許可を見込まれており、許可後は、遅滞なく申請の用に供するための工事着工がなされると認められます。計画期間は、許可後より 4 カ月となっています。

被害防除として、隣地境界にブロック 2 段積みの擁壁を設置し、雨水は敷地内にて浸透処理とする計画です。

令和 5 年 7 月 1 4 日に申請人の代理人、柏木会長と事務局で現地にて確認を行っております。計画に変更がないことから、再度の現地立ち会いは行っておりません。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

これより、採決してまいります。

議案第 2 6 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による使用貸借権設定許可申請につ

いて採決いたします。

本件を許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第26号は、許可することに決定いたしました。

○議長 日程第10、議案第27号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを議題に供します。

なお、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限によりまして、「委員は、自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっております。よって、受付番号4番の質疑及び採決につきましては、該当者に退席をしていただき、最後に行います。

それでは、受付番号1番から6番について、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第27号、受付番号1から6についてご説明いたします。議案書は8から9ページ、資料は14から25ページになります。

大和市長から、令和5年12月1日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。

受付番号1は更新案件です。使用貸借権を設定する土地の面積は909㎡です。令和6年2月1日から令和9年1月31日までの3年間、使用貸借権を設定して、露地野菜を栽培する計画です。借人は耕運機等農機具を所有し、現在3,523㎡を経営しています。農業経営者1名、農業専従者2名で農業経営を行っております。令和5年12月11日に眞壁委員と事務局で現地に赴き、貸人及び借人に聞き取りを行いました。

受付番号2も更新案件です。賃貸借権を設定する土地の面積は2,354㎡です。令和6年2月1日から令和9年1月31日までの3年間、賃貸借権を設定して、水稻を栽培する計画です。借人は耕運機等農機具を所有し、現在1万3,678㎡を経営しています。農業経営者1名、農業専従者1名、農業補助者28名で農業経営を行っております。令和5年12月11日に眞壁委員と事務局で現地に赴き、貸人及び借人に聞き取りを行いました。

受付番号3は新規案件です。賃貸借権を設定する土地の面積は1,252㎡です。令和6年2月1日から令和7年1月31日までの1年間、賃貸借権を設定して、露地野菜を栽培する計画です。借人は耕運機等農機具を所有し、現在1万3,678㎡を経営しています。農業経営者1名、農業専従者1名、農業補助者28名で農業経営を行っております。令和5年12月11日に眞壁委員と事務局で現地へ赴き、貸人及び借人に聞き取りを行いました。

受付番号4も新規案件です。賃貸借権を設定する土地の面積は1,460㎡です。令和6年2月1日から令和7年1月31日までの1年間、賃貸借権を設定して、露地野菜を栽培する計画です。借人は耕運機等農機具を所有し、現在1万9,219.91㎡を経営しています。農業経営者1名、農業専従者2名で農業経営を行っております。令和5年12月11日に長谷川委員と事務局で現地へ赴き、貸人及び借人に聞き取りを行いました。

受付番号5も新規案件です。使用貸借権を設定する土地の面積は1,248㎡です。令和6年2月1日から令和7年1月31日までの1年間、使用貸借権を設定して水稲を栽培する計画です。借人は田植え機等農機具を所有し、現在3,855㎡を経営しています。農業経営者1名、農業専従者1名、農業補助者3名で農業経営を行っております。令和5年12月11日に眞壁委員と事務局で現地へ赴き、貸人及び借人に聞き取りを行いました。

受付番号6も新規案件です。使用貸借権を設定する土地の面積は1,000㎡です。令和6年2月1日から令和7年1月31日までの1年間、使用貸借権を設定して、水稲を栽培する計画です。借人は田植え機等農機具を所有し、現在3,855㎡を経営しています。農業経営者1名、農業専従者1名、農業補助者3名で農業経営を行っております。令和5年12月11日に眞壁委員と事務局で現地へ赴き、貸人及び借人に聞き取りを行いました。

以上の計画の内容は、いずれも借人の経営状態、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 受付番号7番について、事務局、説明をお願いします。

○事務局 受付番号7番についてご説明いたします。新規の案件でございます。議案書

9 ページ、資料は 26、27 ページになります。

大和市長から、令和 5 年 12 月 1 日付で、農用地利用集積計画の諮問を受けています。賃借権を設定する土地の面積は 824 m²です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は議案書に記載のとおりです。令和 6 年 2 月 1 日から令和 7 年 1 月 31 日までの 1 年間、賃借権を設定して露地野菜を栽培する計画です。借人は耕運機等農機具を所有し、現在 5,975 m²を経営しています。農業経営者 1 名で農業経営を行っております。令和 5 年 12 月 4 日に上野委員と事務局で現地に赴き、貸人及び借人に聞き取りを行いました。

以上の内容は、いずれも借人の経営状態、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いいたします。

受付番号 1 から 3 番及び 5 番から 6 番について、眞壁委員、お願いいたします。

○眞壁委員 受付番号 1 から 3 番及び 5 番、6 番について、12 月 11 日に事務局と現地へ赴き、貸人及び借人とお会いし確認いたしました。現地は管理されており、問題ないと思います。

以上です。

○議長 次に、受付番号 4 番について、長谷川委員、お願いします。

○長谷川委員 受付番号 4 番について、12 月 11 日に事務局と現地へ赴き、貸人及び借人とお会いし確認いたしました。現地は管理されており、問題ないと思います。

○議長 ありがとうございます。

次に、受付番号 7 番について、上野委員、お願いします。

○上野委員 受付番号 7 番について、12 月 4 日に事務局と現地に赴き、貸人及び借人にお会いし確認いたしました。現地は管理されており、問題ないと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございました。

地元委員による説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、受付番号4番については、議事参与の制限があるため、最後に質疑及び採決を行います。

それでは、受付番号4番以外の件について、質疑、意見はございますか。

岩崎委員。

○岩崎委員 受付番号2番と3番の件ですが、これは借りる方、設定をうける者の平米数が大分増えてきているという状況が感じられるのですね。そのところで、農業経営者と農業従事者、それから農業補助者、これの人数で大丈夫なのかどうなのかという不安。その理由は、農業経営者が1人ということは変わっていないのですが、農業従事者が減ってきている。減ってきているというのは、今年の3月28日の資料を見てみますと、農業従事者が3人いらっしやった。それが1人減ってきているということがあります。それから、農業補助者が28人と2人増えてきているのですが、ただ、この農業補助者というのは、高齢者とか、あるいは障害手帳を持っている方、こういう方々がかかわっていると聞いているのですが、ここら辺のところの、障害者手帳を持っていたり高齢者のところに仕事量の負担が起きないかどうかなのか。農業従事者が2人減ってきている中で、ここら辺のところの心配されるのですが、ここら辺のところの様子は把握されていますでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 こちらなのですけれども、以前の資料と人数が違うということですが、現状、会社の状況は変わっておりません。表現が変わってしまったことなどにより、実質はどちらも変わっていないです。

○議長 事務局。

○事務局 追加で説明させていただきますと、届け出ている内容としては、農業従事者としては、農業専従者が2人、そして、ほかにスタッフがいらっしやるのですけれども、100日から149日農業をやられるという方が2人いらっしやって、あとはデイサービスでご利用されるという方々が60日から99日といったところの欄で26人いますということで届出を今回受け付けております。主

として農業に従事する者というほうに人数が移行してしまった関係ではありませんが、配置自体は一緒になっているご状況です。

○岩崎委員　　そうしますと、農業専従者というのは、今回1名ということになっているのですが、それはそういう判断の中で、前は3名だったけれども、メンバーは変わらないが、今回は農業専従者が1名という記載がなされたということでしょうか。

○議長　　事務局。

○事務局　　そうです。経営者の方と農業専従者、メインが2人で現場のほうを管理していきまして、前は3人ということだったので、残りの2人は、少し日数が減ったのですけれども、主として農業に従事するということで150日未満のラインのほうに移行してきたので、状況としては変わっていないのですが、少し従事日数が減ったとご認識いただければと思います。

○議長　　よろしいでしょうか。

○岩崎委員　　はい。

○議長　　事務局。

○事務局　　補足させていただきますけれども、こちらの借人については、今、委員からお話がありましたが、実際に作業されるのは、デイサービス事業をされている、通っている方、高齢者であるとか若年性の認知症の方、また障害者の方等々がいらっしゃるのですけれども、それ以外に一般のボランティアという方も農作業に従事しているということです。それらの方を毎日、ワゴン車複数台で相模原と大和の事業所からピックアップして、現地の農地に向かって、そこで何か所かおろしての作業を行っているということで、まだ体制としては余力があるということで、今回、農地の拡大に至ったと聞いております。

○議長　　追加説明ということで。

ほかに何かございますか。遠藤委員。

○遠藤委員　　ちょっと教えていただきたいのですが、受付番号6番の新規の件で、賃貸の水稻をやりますという表記であるのですが、現地の確認をされて問題はないというお話があったのでちょっと現況確認です。もともと田んぼの跡地だったと思うのですが、写真を見る限りかなり荒れているという状況が1点と、田ん

ぼの跡地なので水路は写真で確保ができるかと思うのですが、畦とか荒れ方とか、あと周辺でも水稻をやっているのかどうなのか、そこら辺がわからないのですが、新たにここだけ水稻を始めるといった認識を持っていてよろしいのかというのが1点と、そういう環境整備がなされているのかというのをちょっと質問したいのですが。

○議長 事務局。

○事務局 この周りにも水稻をやっているところはあります。荒れているのは、今まで畑で使っていたということもあるのですが、今回借りる方は、田んぼとして活用するというで聞いております。

○議長 遠藤委員。

○遠藤委員 わかりました。

○議長 ほかにはございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

これより、議案第27号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について採決いたします。

受付番号1番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号1番は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号2番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号2番は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号3番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号3番は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号5番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号5番は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号6番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号6番は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号7番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号7番は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

ここで、受付番号4番に入る前に、暫時休憩します。

○議長 再開します。

それでは、受付番号4番について、質疑、意見はございますか。

木村委員。

○木村委員 ちょっと確認ですが、設定者と設定をうける方の年齢が、うける方が70代。設定者は、ご自分では耕作が不可能になってしまったというか、その辺もしわかれれば。総会資料の20、21で状況がわかるのですね。今まではご自分で管理されてきたのですが、どなたかにお願いしないと維持ができないということになってしまったのだと思うのですが、その辺の状況をわかる範囲内で教えていただければ。

○議長 事務局。

○事務局 ちょっと私のほうも直接はっきりと聞いたわけではないのですがけれども、ま

ず、今回借りる方ですが、総会資料20ページの該当地の左側にハウスがある図があったと思うのですが、そちらの持ち主の方です。あと、市役所の南側が市街化区域に編入されるという予定が立っていらっしゃるということをご承知されていらっしゃるかと思うのですけれども、そちらの筆がなくなるということを受けて、代替地をご希望されていらっしゃるご状況ではあったので、その分について貸し借りのほうを貸手のほうにご相談されたようなのです。特に、貸手のほうはできなくなってしまったとかそういうご状況ではないのですが、貸してくれないかというご相談があったときに、それに応じたという話で、今回のお取引になったということは伺っています。

○木村委員 不可能になってしまったから貸すということではないということですね。いずれにしても、調整区域で、現状この総会資料を見ますと、こういう状態で、今までは作物をつくっておられたという感じではないのかな。

○議長 事務局。

○事務局 こちらの筆は、道路側のほうが果樹で、その奥が露地野菜をやっていらっしゃる筆になります。

○木村委員 貸されても、自分も農業には何ら支障がないと、そういうことでよろしいですか。

○議長 事務局。

○事務局 はい、おっしゃるとおりです。

○議長 ありがとうございます。

ほかにはございますか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結します。

これより、受付番号4番について採決いたします。

受付番号4番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号4番は、諮問どおり答申することに決定しました。

暫時休憩します。

○議長 再開いたします。

日程第11、議案第28号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第28号についてご説明いたします。

この法律は、生産緑地に対し一定の要件を満たした事業計画を市町村長が農業委員会の決定を経て認定することにより、農地法第3条の許可を受ける必要がなく、また、第17条の法定更新を適用しない貸借を行うものです。

大和市長から、令和5年12月1日付で同法に基づき諮問を受けています。議案書は10ページ、資料は28、29ページになります。

継続の承認申請で使用貸借による権利を設定する土地の面積は1,279㎡です。借人及び貸人の住所、氏名は議案書に記載のとおりです。令和6年1月1日から令和8年12月31日までの3年間、使用貸借による権利を設定し露地野菜を栽培する計画です。借人は耕運機等農機具を所有し、現在5,975㎡を経営しています。農業経営者1名で農業経営を行っております。

今回の一定の要件とは、申請土地農地において生産された農作物を主として市内で販売することになります。提出された事業計画では、市内で販路を確保できなかったことから、隣接市の直売所で全量を販売する計画となっており、この基準を満たしていると考えます。

令和5年12月4日に地元の上野委員と事務局とで、借人及び貸人立ち会いのもと、現地等の状況を調査しました。以上の事業計画の内容は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員より説明をお願いいたします。

上野委員、お願いします。

○上野委員 議案第28号については、12月4日に私と事務局で、貸人の代表者及び

借人にお会いし、現地を確認しました。今回の件については問題ないと思われます。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について、質疑、意見はございますか。

長谷川委員。

○長谷川委員 写真の2番のほうで拝見しますと、裏側に、これは通路という扱いというか利用されているのでしょうか。それとも隣の畑と一体で何か利用されているのでしょうかというのが1つと、1番の写真についてですけれども、ここはあまり耕作を積極的にされていないのかなという感じが見受けられるのですが、この1番はどんなものをつくっていらっしゃったのでしょうか。更新ということなので。

○議長 事務局。

○事務局 ①の写真については、しばらく緑肥があったり、あとはトウモロコシをやっていたらっしゃるのですけれども、実は、こちらはその筆の南側に普通の一般住宅が並んでいるのですね。今、北風が吹いてくる時期なので、耕運機をかけてしまうとみんな飛んでしまっただご迷惑をかけてしまうというご状況で、今は手がつけられない状況ではあるので、お休みしています。それで、風向きが変わった時期になりましたら、春先が来ましたら、また耕運機をかけて新しいものをつけていこうという形で。どうしても生産緑地でお家のすぐ近くにあるものですから、なかなかそこを気にしながらやっていたらっしゃるというご状況ではあります。

あと、2番の写真についてですけれども、こちらも、一度お休みさせている部分でして、通路ではなくて、こちらも夏のほうでは作付されていたらっしゃいました。

○議長 ほかにございませんでしょうか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。

これより、採決してまいります。

議案第28号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画についてを採決いたします。

議案第28号について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第28号は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

これにて、本日の総会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって、令和5年12月大和市農業委員会第12回総会を閉会いたします。

午前11時01分 閉会